

# 定 款

アルコニックス株式会社

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アルコニックス株式会社と称する。

英文では、ALCONIX CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことができる。

1. 下記商品の販売、加工、加工請負及び輸出入
  - (イ) アルミニウム・マグネシウム・銅・ニッケル・錫・鉛・亜鉛・チタン・アンチモニー・コバルト・タングステン等の非鉄金属の原材料、素材及び屑
  - (ロ) 貴金属の原材料、素材及び屑
  - (ハ) カドミウム・ガリウム・シリコン等のレアメタル（希少金属）の原材料、素材及び屑
2. 前号の製品、加工品の販売及び輸出入
3. 普通鋼、特殊鋼、ステンレス鋼の製品、加工品及び鉄鋼原料の販売
4. 下記商品の販売
  - (イ) 合成樹脂原料
  - (ロ) 合成樹脂成型加工品
  - (ハ) 塗料
  - (ニ) 防水剤
  - (ホ) 工業用ゴム製品
  - (ヘ) 包装資材
  - (ト) 再生重油（エンジン油及び工業用用途に使われた廃油を主原料に製造した燃料油）
5. 合成樹脂成型加工業
6. 金属表面処理機械、工作機械、建設機械、金属加工機械、アルミニウム屑プレス機械、缶・ペットボトル・ガラス等の屑回収機などの機械及び付属設備の販売、リース、メンテナンス業務
7. コンピューター、コンピューター周辺機器、オーディオビジュアル機器、携帯電話等の通信機器、ディスプレイ装置（キャソード・レイ・チューブ）、医療機器、太陽電池、二次電池、受配電設機器、及びそれ等の部品素材の販売、加工請負及び輸出入
8. プリント基板、磁石、発光ダイオード、集積回路、レーザー、センサー及びそれ等製造用原材料、副資材及び部品の販売、加工請負及び輸出入
9. 建設機械、鉱山機材、建築資材、住宅資材、門扉、フェンス、カーポート等のエクステリア製品、バルコニー、大型フェンス、回廊等の景観エクステリア製品の販売及び賃貸借、修理、整備及びそれ等の仲介
10. 下記建設工事の施工、請負
  - (イ) 内装仕上工事
  - (ロ) 建具工事
  - (ハ) 消防施設工事

- (ニ) 管工事
  - (ホ) タイル・レンガ・ブロック工事
  - (ヘ) 屋根工事
  - (ト) ガラス工事
  - (チ) 電気工事
  - (リ) 機械器具設置工事
11. アルミ合金製船舶の販売、船用機械の販売、船用電装製品の販売並びに工事、航海計器、無線機器の販売、漁労装置の販売、船舶修理、廻航業務の仲介、中古船売買の仲介
  12. 航空機・自動車の部品、自動車用潤滑油（エンジンオイル）等自動車用品の製造、販売及び輸出入
  13. アルミニウム缶、ペットボトル、ガラス等屑回収機、アルミニウム屑プレス機及びその設備の販売及び付帯工事
  14. 工作機械・精密機器・プレス等の金属加工機械の販売
  15. 金属表面硬化処理による機械の修理、売買
  16. 化学発光体を利用した非常用安全灯、携帯用非常灯、非常用備蓄食料等の防災用品の販売
  17. 消臭剤及び消臭剤を配合した食品及び菓子類の販売
  18. 総合リース業
  19. 特定貨物自動車運送業、貨物運送取扱事業及び運送代理業
  20. 倉庫業
  21. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利
- (5) 単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株主の買増し請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主の権利行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により選定する。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）9 名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役 4 名以内を置く。

(選 任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付役員等)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員の内1名を社長とする。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の5日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第25条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第26条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第6章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第29条 当社は、剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

2. 前項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

- 第1条 第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第1項に定めるところによる。
2. 第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条第2項に定めるところによる。

(改定履歴)

昭和56年7月1日	制定
昭和58年3月28日	改定
昭和60年3月1日	改定
昭和63年7月1日	改定
平成3年12月25日	改定
平成4年7月27日	改定
平成6年5月24日	改定
平成8年8月8日	改定
平成9年5月30日	改定
平成10年3月27日	改定
平成12年9月8日	改定
平成13年2月14日	改定
平成14年6月25日	改定
平成17年2月22日	改定
平成17年11月15日	改定
平成17年6月28日	改定
平成18年6月28日	改定
平成24年6月21日	改定
平成26年8月1日	改定
平成28年6月23日	改定
平成29年9月1日	改定
平成30年6月20日	改定
令和4年6月22日	改定
令和8年6月24日	改定